

令和9年4月1日から施行される法改正について 労働安全衛生法改正の主なポイント④

本誌では、令和7年5月14日に公布された労働安全衛生法改正のポイントを解説しています。
今回は、令和9年4月1日施行のものです。

労働安全衛生法第30条の4（新設）

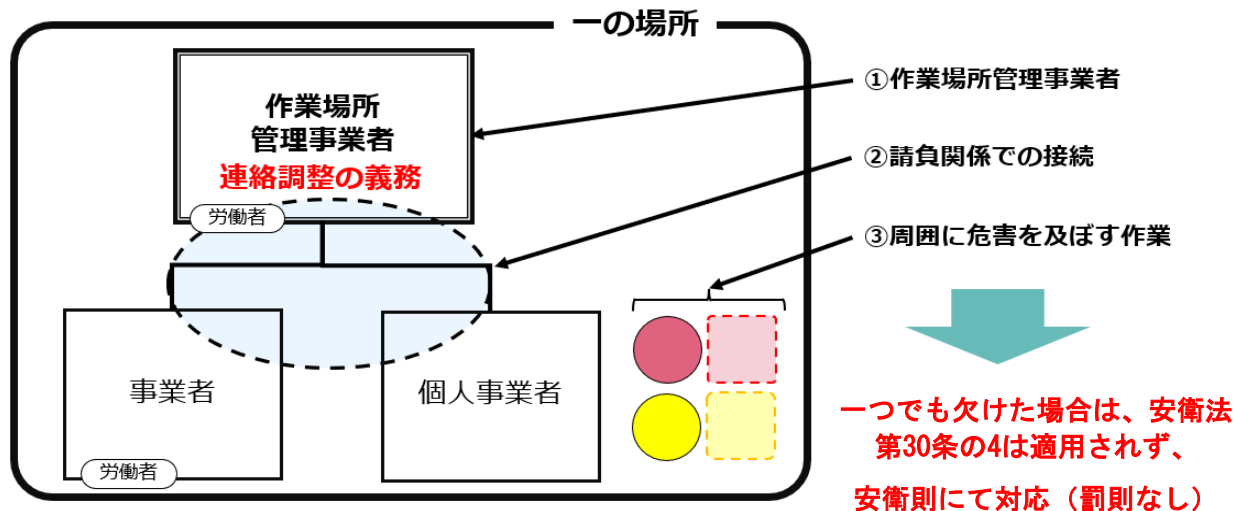
作業場所を管理する事業者による労働災害防止のための措置の実施 [施行期日：令和9年4月1日]

業種や仕事の枠にかかわらず、「一の場所」で行われる混在作業（荷の搬出・搬入作業や機械・設備のメンテナンス作業等）に着目し、混在作業場所を管理する者（作業場所管理事業者）に対して、労働災害を防止するため、作業間の連絡調整等の一定の措置を求める枠組みが新たに創設されます。

“作業場所管理事業者が管理する場所”に立ち入る者による作業であっても、当該作業場所管理事業者との間が請負関係でない場合には、安衛法第30条の4の対象にはなりません。「請負人」について、仕事が数次の請負契約によって行われるときは、当該請負人の請負契約の後次のすべての請負契約の当事者である請負人を含むものです。

対象になる「危険性又は有害性等を勘案して厚生労働省令で定める業務に係る作業」は、陸運業に関連性が深い主なものとして、①フォークリフト、移動式クレーン、クレーン、玉掛け、テールゲートリフターなどの各作業、②はい作業主任者が必要となる作業、③車両系荷役運搬機械等作業指揮者、積卸し作業指揮者が必要となる作業、④トラックによる荷の搬入・搬出業務、⑤フォークリフト等の定期検査、補修等の業務があります。

連絡及び調整は、会議、書面、電子的手段その他適切な方法により行う必要があります。



労働安全衛生規則第643条の12（新設）

労働安全衛生法第30条の4が適用されない場合の措置 [令和9年4月1日施行]

第30条の4が適用されない混在作業においても、当該作業により労働災害が生ずるおそれがあることから、労働安全衛生規則第643条の12が適用されます。

作業場所管理事業者が安全確保のために作業時間の変更や作業区域の区分、立入制限、人や車両の動線の指定などを行った場合には、それに合わせて自らの作業方法を見直したり、作業手順を変更したりするなど、必要な措置を講じなければなりません。

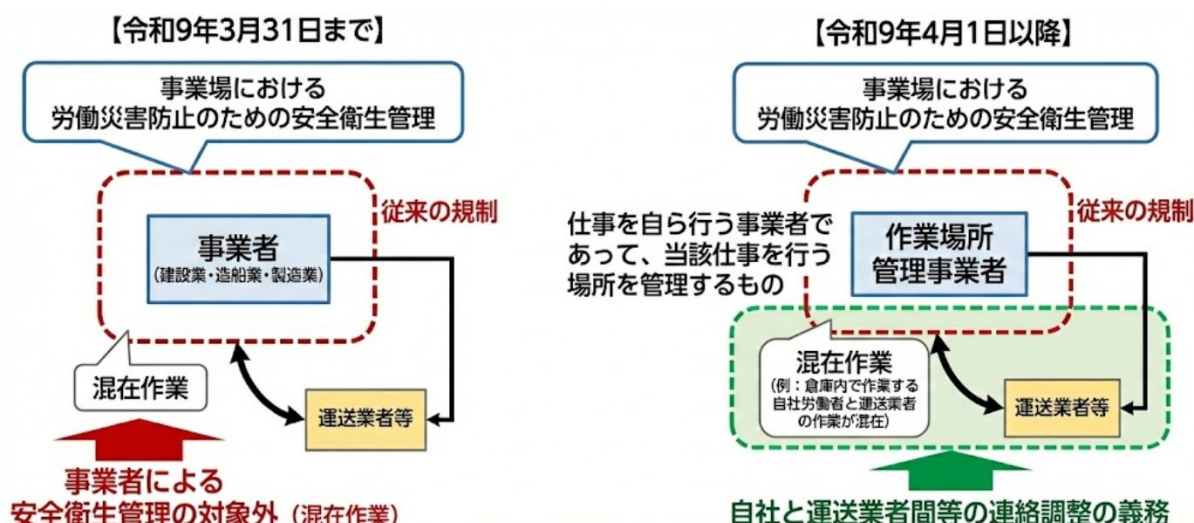
作業場所管理事業者がいない一の場所においては、随時、当該他の事業を行うものと相互に連絡及び調整を行うようにしてください。

作業場所管理事業者の講ずべき措置等に係る 労働安全衛生法改正のQ&A

Q 1 作業場所管理事業者とはどういう事業者ですか？

A 1

- ◆ 作業場所管理事業者とは、安衛法第30条の4で定められた事業者で、その場所で自ら仕事を行うとともに、その仕事を行う場所を管理している事業者のことです。
- ◆ 作業場所管理事業者は、その管理する「一の場所」において混在作業が行われる場合に、労働災害防止のために必要な措置を最も適切に講じ得る立場にあることから、作業場所管理事業者と請負人との間及び請負人相互間の連絡及び調整を行わなければなりません。
- ◆ なお、当該場所を管理する者に該当するか否かは、契約上の地位や名称のみによって形式的に判断されるものではなく、当該場所において、作業の実施について統括的な立場にあり、施設又は設備の使用の許可、入退場の管理、作業の順序や方法の調整その他混在作業による危険を防止するための措置を実際に講じ得る立場にあるかどうかにより判断されます。
- ◆ 陸運事業者が作業場所管理事業者となる場合がありますので注意が必要です。



作業場所管理事業者の講ずべき措置等に係る 労働安全衛生法改正のQ&A

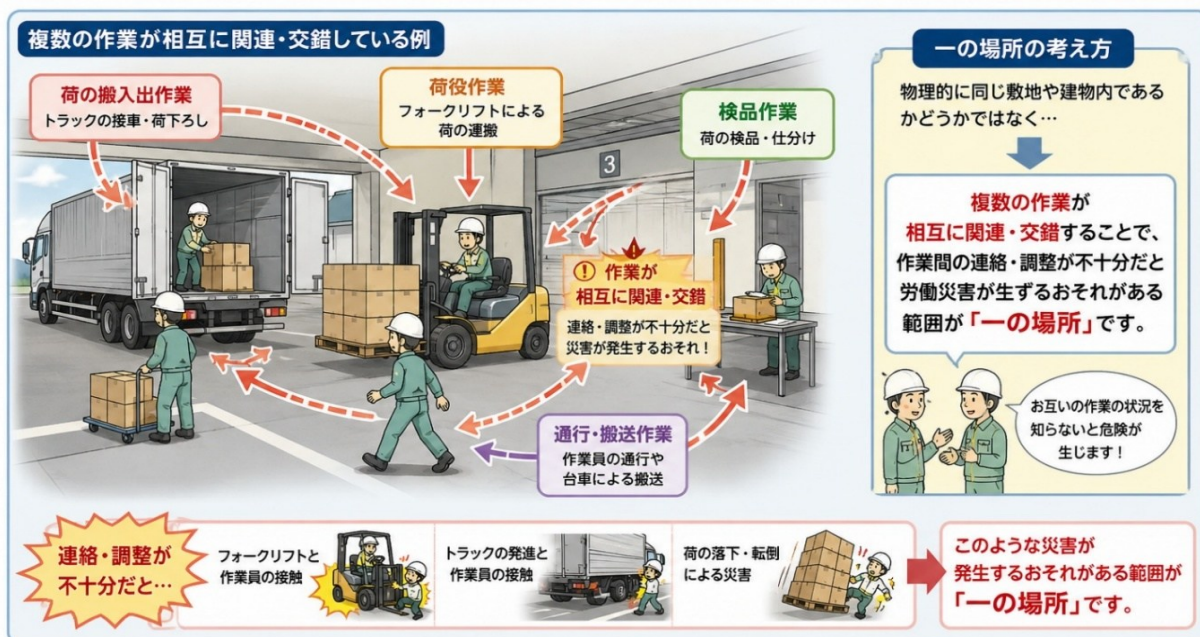
Q 2 一の場所とはどういうことですか？

A 2

- ◆ 「一の場所」とは、単に物理的に同じ敷地又は建物内にあることではなく、行われている複数の作業が相互に関連し、又は交錯することにより、作業間の連絡又は調整が不十分である場合に労働災害が生ずるおそれがある範囲を言います。
- ◆ 区画、建物、階層等が異なる場合であっても、作業相互の影響により労働災害が生ずるおそれがあり、作業間の連絡又は調整が必要であると認められる場合も「一の場所」に該当します。
- ◆ 陸運業では、荷役、荷の搬入出、検品等複数の作業が同時に又は前後して行われる荷捌き場又はバース等において、それらの作業が相互に安全衛生上の影響を及ぼす区域は、通常、「一の場所」に該当します。
- ◆ 一方で、同じ敷地内であっても、作業区域が明確に区画されていて、人員及び車両の動線が分離される等により、相互の作業が安全に影響を及ぼさないと認められる場合には、「一の場所」に該当しません。

一の場所とは？

単に物理的に同じ敷地又は建物内にあることではなく、行われている**複数の作業が相互に関連し、又は交錯することにより、作業間の連絡又は調整が不十分である場合に労働災害が生ずるおそれがある範囲**を言います。



作業場所管理事業者の講ずべき措置等に係る 労働安全衛生法改正のQ&A

Q 3 混在作業とはどういうことですか？

A 3

- ◆ 混在作業とは、「一の場所」において、所属する会社が異なる労働者や個人事業者等が、近接し又は輻輳して各作業を同時に行われている状況のことをいいます。
- ◆ なお、同時に作業が行われない場合であっても、時間的に近接し、作業に起因する危険性又は有害性等が残存するおそれのある場合についても含まれます。

Q 4 連絡及び調整とはどのようなことを行うことですか？

A 4

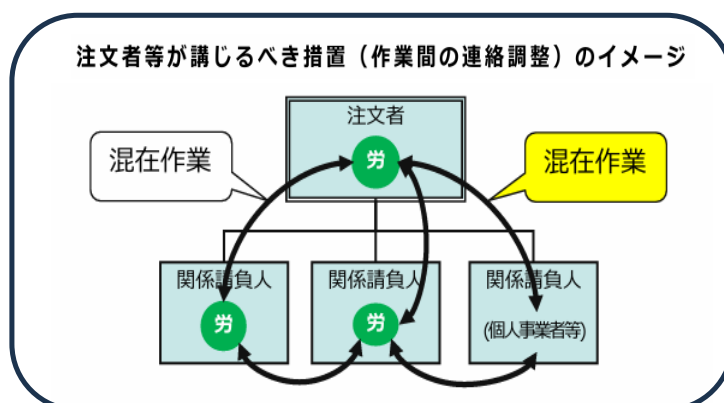
- ◆ 会議、書面、電子メール、その他適切な方法により行うことが認められますが、その内容が関係者に確実に安全作業連絡書等で伝達され、実際の作業に反映されていることが重要になります。
- ◆ 例えば、定常的に行われる作業については、当該場所における作業ルールをあらかじめ定め、それを周知しておくことや、非定常作業が発生する際に、当該作業を行う事業者等が危険箇所へ誘導員を配置すること等が連絡及び調整に含まれます。

Q 5 請負関係がない場合はどうなるのですか？

A 5

- ◆ 請負関係がない場合は、「一の場所」において、混在作業が行われるときには、安衛則第643条の12第1項に基づき、随時、作業場所管理事業者等が事業を行う者相互間における連絡及び調整を行う必要があります。

（Q 1 3 参照）



作業場所管理事業者の講ずべき措置等に係る 労働安全衛生法改正のQ&A

Q 6 作業場所管理事業者の担当者と作業指揮者の関係はどうなるのですか？

A 6

- ◆ 作業場所管理事業者は、その管理する「一の場所」において混在作業が行われる場合には、労働災害を防止するために必要な措置を講ずるとともに、作業場所管理事業者と請負人との間及び請負人相互間における連絡及び調整を行わなければなりません。
- ◆ また、請負関係がない場合であっても、同一の作業場所において混在作業が行われるときは、作業場所を管理する事業者等は、随時、事業を行う者相互間における連絡及び調整を行わなければなりません。
- ◆ 一方、車両系荷役運搬機械等作業指揮者は、車両系荷役運搬機械等を用いて作業を行う場合に、作業計画に基づき、当該作業の指揮を行う者です。
- ◆ また、積卸し作業指揮者は、構内運搬車又は貨物自動車への一の荷で100キログラム以上の荷の積み込み又は積卸し作業を行う場合に、当該作業について直接具体的な指揮を行う者です。
- ◆ このように、作業場所管理事業者の担当者と作業指揮者は、その役割が異なります。作業場所管理事業者が指定する担当者は、混在作業場所における事業者間の連絡及び調整を担うのに対し、作業指揮者は、自らが所属する事業者における個々の作業を安全に実施するための直接的な指揮を行います。したがって、両者の役割は異なりますが、それぞれの職務を適切に遂行できる体制が確保されていることを前提として、同一人が兼任することは差し支えありません。



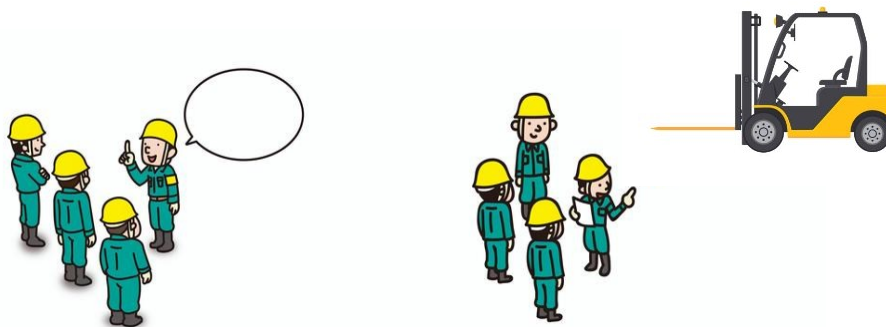
当誌7月号で解説しました、令和9年4月1日施行の労働安全衛生法改正に関するQ&Aです。

作業場所管理事業者の講ずべき措置等に係る 労働安全衛生法改正のQ&A

Q 7 作業場所管理事業者がない場合はどうなるのですか？

A 7

- ◆ 特定の事業者が管理する場所ではなく、作業場所管理事業者が存在しない「一の場所」において複数の事業者が混在作業（危険性又は有害性等に係る作業）を行う場合には、安衛則第643条の12第2項に基づき、事業を行う者相互が随時連絡及び調整を行う必要があります。



Q 8 随時、連絡及び調整を行うとはどういうことですか？

A 8

- ◆ 混在作業に伴う危険や健康障害を防止するために必要な連絡及び調整をその時々の作業状況に応じて適切なタイミングで行うべきことを意味します。
- ◆ 定例の打合せ、朝礼、工程会議、入構時に受付で構内ルールを周知すること等、定常的に行うタイミングのほか、作業内容の変更があった場合、新たな事業者が入場する場合、作業区域や人・車両の動線の変更、設備の使用状況の変化、災害やヒヤリ・ハット事例の発生など、通常とは異なる状況が生じたタイミングで実施することもあります。



作業場所管理事業者の講ずべき措置等に係る 労働安全衛生法改正のQ&A

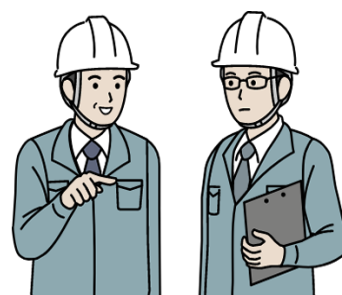
Q 9 荷主には何らかの措置義務があるのですか？

A 9

- ◆ 発地においては、発荷主の作業従事者と、発荷主と請負関係のある事業を行う者の作業従事者による作業（危険性又は有害性等に係る作業）が行われる場合で、発荷主が作業場所管理事業者となる場合に作業間の連絡及び調整を行う義務があります。

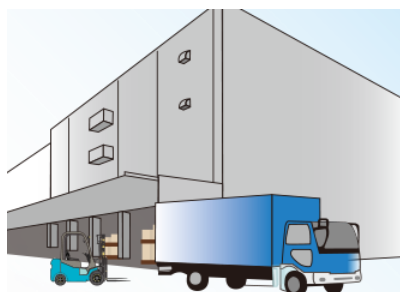
【危険性又は有害性等に係る作業】

- ・ 就業制限業務
- ・ 危険有害業務
- ・ 作業主任者の選任が必要な作業に係る業務
- ・ 作業指揮者を定める必要がある作業に係る業務
- ・ 貨物自動車を用いた荷の搬入・搬出の業務
- ・ 安衛法に基づき定期的実施する検査、補修等の業務



- ◆ 着地においては、着荷主が管理する荷卸し場所は、通常、着荷主が作業場所管理事業者に該当します。この場合、着荷主と陸運事業者との間に請負関係がない場合であっても、安衛則第643条の12第1項に基づき、着荷主が作業場所管理事業者となり、作業間の連絡及び調整を行う必要があります。

発地



着地



作業場所管理事業者の講ずべき措置等に係る 労働安全衛生法改正のQ&A

Q10 なぜ陸運業にも適用があるのですか？

A10

- ◆ 混在作業によって生ずる労働災害を防止するための作業間の連絡及び調整については、これまでは、建設業、造船業及び製造業に属する事業の仕事の元方事業者に対し義務付けるものでした。しかし、混在作業による労働災害は上記のような業種に属する事業に限らず発生していることから、一の場合で行われる混在作業に対しても、作業間の連絡調整等の一定の措置を求める枠組みが必要とされ、陸運業にも適用されることになりました。

Q11 元請けが行うことは具体的にどのようなことですか？

A11

- ◆ 同一の作業場所において、作業場所管理事業者に係る作業従事者と、請負関係がある事業を行う者に係る作業従事者による作業（危険性又は有害性等に係る作業）が行われる場合に、元請けとなる陸運事業者は、作業場所管理事業者となる荷主と請負人との間及び請負人相互間の連絡及び調整が実効的に行われるよう、配慮する必要があります。

Q12 作業場所管理事業者以外の事業者は、作業場所管理事業者が講じた措置に対して、どのように対応すればよいのでしょうか？

A12

- ◆ 作業場所管理事業者以外の事業者は、安衛則第643条の12第3項に基づき、作業場所管理事業者が安全確保のために作業時間の変更や作業区域の区分、立入制限、人や車両の動線の指定などを行った場合には、それに合わせて自らの作業方法を見直したり、作業手順を変更したりするなど、必要な措置を講じる必要があります。
- ◆ 実際に作業を行う作業従事者は、安衛則第643条の12第4項に基づき、安全確保のために定められたルールを守ることが求められます。具体的には、指定された作業区域を守ること、立入禁止区域に入らないこと、決められた動線を使用すること、変更された作業手順に従うこと、必要な保護具を着用すること、定められた合図や連絡方法を守ること等が含まれます。

作業場所管理事業者の講ずべき措置等に係る 労働安全衛生法改正のQ&A

Q13 罰則はあるのですか？

A13

- ◆ 「一の場所」において、作業場所管理事業者に係る作業従事者と、作業場所管理事業者と請負関係がある事業を行う者に係る作業従事者による作業（危険性又は有害性等に係る作業）が行われる場合（安衛法第30条の4に該当する場合）に、作業場所管理事業者が作業間の連絡及び調整を行うことを怠った場合には、罰則（50万円以下の罰金）があります。
- ◆ 一方で、請負関係がない場合もしくは行われる作業が危険性又は有害性等に係る作業に該当しない場合（安衛則第643条の12第1項に該当する場合）に、作業場所管理事業者が作業間の連絡及び調整を行うことを怠った場合や作業場所管理事業者がいない場合（安衛則第643条の12第2項に該当する場合）に、その場所の作業従事者が作業間の連絡及び調整を行うことを怠った場合には、罰則はありません。

